

JISA パブリックポリシーセミナー 開催報告

平成 28 年 2 月 23 日 (火)、TKP 有楽町会議室 ホールにおいて、JISA パブリックポリシー委員会主催のセミナー「デジタルビジネスの国際展開に関わる規則と法制度についてービジネスへの脅威となり得る想定事例による解説ー」が開催された。

まず最初に、JISA パブリックポリシー委員会の植木 英次委員長 ((株) NTT データ) より、開会挨拶が行われた。昨今のデジタルビジネスの発展とグローバル展開の推進に伴い、海外における関連法制度は JISA 会員企業のビジネスに大きな影響を及ぼすことも多く、パブリックポリシー委員会では、会員企業のビジネスに支障とならないよう、国内外の団体や省庁と協力して活動を行っている旨、紹介があった。

次に、一つ目のテーマである「国際展開に関わる個人情報保護について」では、経済産業省 商務情報政策局情報経済課 角田 憲亮 課長補佐より、個人情報保護の国際的な動向の概略について説明が行われた。国内でも昨年 9 月に改正個人情報保護法が可決され、2 年以内に施行される予定であるが、海外では、プライバシー保護を厳しく規定する EU とアメリカの間でのデータ移転に関する特別な取り決め (プライバシーシールド) が 2 月初めに合意され、また、APEC では域内におけるデータ移転に関する認証制度 (CBPR) の普及を推進していることなどが紹介された。

続いて、(株) NTT データ 内村公弥 法務室長からは、国によって異なる個人情報保護基準の規則等により、実際のビジネスにおいて懸念される障害や具体的な事例として、欧州の関連会社等における人事情報のやりとり、欧州のエンジニアを雇用する際の個人情報の扱い、オフショアでの BPO における個人情報の扱いなどが挙げられた。

国際社会経済研究所 小泉 雄介 主任研究員からは、欧州データ保護規則案の審議状況などについて紹介されたほか、JEITA での取り組みについて、JISA と共同での声明の発表やレターの送付の他、欧州の個人情報関係機関への陳情訪問等を行っている旨、紹介があった。

最後に (一財) 日本情報経済社会推進協会 (JIPDEC) 坂下 哲也常務理事からは、APEC 域内でのデータ移転認証制度である CBPR の日本における認証機関として JIPDEC が承認され、4 月より日本企業等からの CBPR 取得申請の受付を開始することが紹介された。

休憩を挟み、二つ目のテーマは「TPP をはじめとする国際通商取引について」

で、最初に経済産業省 通商政策局 通商機構部 川内 明日香 参事官補佐より、WTO、EPA、FTA などの通商交渉の大まかな概略と 2 月に署名された TPP の第 14 章 電子商取引章の内容について、わかりやすく説明が行われた。また、JISA パブリックポリシー委員会の大澤 浩 委員からは、川内参事官補佐からの説明を補足し、実際のビジネスで問題となる懸念のあることなどについて紹介があった。質疑応答では、個別のケースについて問題となるかどうかについては、直接、経産省の川内参事官補佐などの担当者に相談して欲しいとのことだった。

最後のテーマである「インターネットの管理（インターネットガバナンス）」については、JISA パブリックポリシー委員会の横澤 誠 副委員長（(株)野村総合研究所）よりグローバルな議論の動向について説明が行われ、この議論の動向によっては、インターネットが分断され、ビジネスに大きな支障がある可能性があるため、重要なテーマであることが協調された。また、(株)日本レジストリサービス 高松 百合氏と ICANN ジャパン・リエゾンの大橋 由美氏より、それぞれの活動内容について紹介が有り、日本の ICT 産業全体で協力して、ビジネスに支障が無いようなインターネットの管理を進めていくことが重要であるとのコメントがあった。

その後、懇親会では、個別に質問や意見交換が行われた。